

令和8年度
仙台市産業廃棄物処理指導実施計画

令和8年4月

仙台市環境局

目 次

Page

- ◆ 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の位置づけについて P 1

- ◆ 「令和8年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」について P 1

- ◆ 令和8年度の重点項目 P 1

- 1 発生抑制の推進 P 2

- 2 資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進 P 4

- 3 適正処理の確保 P 6

◆ 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の位置づけについて

- 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」は、「仙台市環境基本条例」及び「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の趣旨に沿って策定した「仙台市産業廃棄物処理指導方針」により、毎年度策定する単年度の実施計画です。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき宮城県が策定している、仙台市域も含めた県の廃棄物処理計画である「宮城県循環型社会形成推進計画」の内容も踏まえています。

◆ 「令和8年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」について

- 今年度の実施計画においては、引き続き、不適正処理及び不法投棄の早期発見、早期対応に取り組めます。また、排出事業者及び産業廃棄物処理事業者への立入指導を継続し、DX等の社会情勢に留意しつつ産業廃棄物の適正処理の確保を図ります。
- 今年度の実施状況については、年度末にその評価を行い、翌年度の計画に反映します。また、評価の結果については、本市ホームページ等で公表します。

◆ 令和8年度の重点項目

- PCB特別措置法への対応
 - ・ 低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和9年3月31日であるため、保管事業者に対して適正処理を確実に実施するよう周知及び指導します。
 - ・ 処分期限を超過した高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、新たな処理体制について国の方針が示されるまでの間、適正な保管や届出を行うよう周知及び指導します。
- 電子マニフェストの普及促進
 - ・ 事務処理の効率化や法令の遵守等が期待される電子マニフェストについて、排出事業者への普及促進に取り組み、更なる産業廃棄物の適正処理の推進を図ります。また、DXを推進するため、市役所内や本市指定管理施設における電子マニフェストの使用のさらなる普及促進に取り組みます。

方針ごとの主な取り組みは次のとおりです。

1 発生抑制の推進

基本的施策と具体的施策	
(1) 排出事業者指導	
<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底及び指導 ・多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導 	
(2) 普及・啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者向けPRの実施 ・市民向けPRの実施 	

(1) 排出事業者指導

○多量排出事業者（前年度に1,000t以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の場合は50t以上）を発生させた事業場を設置している事業者）に対し、産業廃棄物処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務の周知徹底を図ります。また、提出された報告書をもとに、排出抑制の取組状況及び適正処理の適正処理の実施状況を確認します。報告等の内容は本市ホームページで公表します。

・多量排出事業者に対する指導	令和8年度
立入検査・指導等	10件
産業廃棄物処理計画書提出率	100%
産業廃棄物処理計画実施状況報告書提出率	100%

（令和7年度処理計画提出件数 157件）

○多量排出事業者以外の排出事業者に対しては、市の焼却工場における展開検査結果を踏まえ、事業系一般廃棄物担当と連携した立入検査等を実施します。

・多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導	令和8年度
立入検査・指導等	50件
内、病院等への立入検査・指導等	随時
事業系一般廃棄物の立入検査・指導等の際に併せた指導等	随時

(2) 普及・啓発

- 排出事業者向け産業廃棄物セミナーの実施等を通じ、排出事業者の排出抑制の推進及び適正処理の確保を図ります。
- 本市ホームページのほか、出前講座や交通広告等を行うことにより、排出事業者及び市民に向けPRを行います。

・排出事業者、市民向けPR	令和8年度
産業廃棄物セミナーの実施	1回
ホームページによる周知	随時更新
出前講座の実施	随時
公共交通機関等を活用した啓発広告	実施

2 資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進

基本的施策と具体的施策	
(1) 排出事業者指導	
<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底及び指導 ・多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導 	
(2) 建設リサイクル法への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化実施の周知徹底 ・実施状況の把握 ・石綿含有産業廃棄物の適正処理に関する指導 	
(3) 自動車リサイクル法への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可事務 ・使用済自動車の解体施設設置に関する指導 ・情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導 ・関連事業者に対する報告の徴収、立入検査・指導等 	
(4) 実績管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・資源化・減量化率の実績の把握 	

(1) 排出事業者指導

- 「1 (1) 排出事業者指導」に同じ。

(2) 建設リサイクル法への対応

- 建設リサイクル法により再資源化が義務付けられている特定建設資材廃棄物が発生する一定規模以上の解体等の工事について、各区街並み形成課からの情報提供をもとに関連機関と連携して対応します。
- 各区街並み形成課と合同で行う全国一斉パトロールを引き続き実施するとともに、産廃Gメンを中心とした単独のパトロールを年間通して実施し、解体等の工事における適正な廃棄物処理や再資源化の徹底等について、きめ細かく指導します。

・建設リサイクル法への対応	令和8年度
立入検査・指導等	150件

(3) 自動車リサイクル法への対応

○使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化の実施の状況に関し、事務所等への立入検査・指導等を行います。

・自動車リサイクル法への対応（本市許可業者20社）	令和8年度
立入検査・指導等	30件

(4) 実績管理

○資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進に向け、産業廃棄物全体（全種類の合計）及び特定建設資材廃棄物となる下記2種類の資源化・減量化率の実績を把握します。

・仙台市域の資源化又は減量化した率(※)	令和8年度
全体（全種類の合計）	99%
内、がれき類	99%
内、木くず	97%

(※ 「総発生量（有価物量+排出量）」に対する「資源化量+減量化量」の率)

3 適正処理の確保

基本的施策と具体的施策	
(1) 排出事業者指導	<ul style="list-style-type: none">・委託基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、処理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底・自己処理用許可施設の構造基準、維持管理基準、産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底と事業場外保管届出等の周知徹底・処理実績の把握・帳簿の備え付けを要する事業者への対応
(2) 収集運搬業者指導	<ul style="list-style-type: none">・処理基準等の周知徹底・収集運搬実績の把握（収集運搬実績報告書提出の周知徹底）・収集運搬業者に係る優良産廃処理業者認定制度
(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導	<ul style="list-style-type: none">・施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底・焼却施設（自己処理用含む）に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底・処分実績の把握（処分実績報告書提出の周知徹底）・処分業者に係る優良産廃処理業者認定制度・廃棄物処理施設に係る定期検査
(4) 処理施設の管理に関する指導	<ul style="list-style-type: none">・施設充足状況の把握・県との協議及び協力・市民の理解の涵養・熱回収施設設置者の認定
(5) PCB特別措置法への対応	<ul style="list-style-type: none">・PCB廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底・低濃度PCB廃棄物の保管基準及び期限内処理の周知及び指導・処分期限を経過した高濃度PCB廃棄物への対応
(6) 広報活動	<ul style="list-style-type: none">・法令改正等の周知・処理業者情報の公表
(7) 不適正処理への対応	<ul style="list-style-type: none">・情報処理体制の構築・即応体制の確保・未然防止及び再発防止・関係機関との連携

(1) 排出事業者指導

- 立入検査・指導等により、委託基準や産業廃棄物管理票（電子マニフェスト含む）の使用及び各種届出提出等の周知徹底を図ります。
- 多量排出事業者に対しては、提出された産業廃棄物処理計画実施状況報告書をもとに、適正に処理されているかを確認し、立入検査・指導等を行います。
- 多量排出事業者以外の排出事業者に対しては、市の焼却工場に設置した展開検査装置による検査結果等を踏まえ、事業系一般廃棄物担当と連携した立入検査等を実施し、各業種の排出状況の把握及び指導に取り組みます。
- 一般廃棄物に混入されている廃プラスチック類に対する適正処理及びリサイクルの推進の方策について検討します。
- 廃石綿等の排出事業者については、主に中小事業者及び新規参入事業者を対象に立入検査等を実施し、適正処理の周知を行います。
- 建設工事に伴い排出された産業廃棄物の事業場外保管にかかる届出制度について、引き続き制度の周知とともに立入検査・指導等を行います。
- 事務処理の効率化や法令の遵守等が期待される電子マニフェストについて、排出事業者への普及促進に取り組みます。

・ 排出事業者への指導	令和8年度
排出事業者に対する立入検査・指導等	70件
（内訳）多量排出事業者	10件
多量排出事業者以外の排出事業者（病院等・廃石綿等排出者除く）	50件
廃石綿等の排出事業者（飛散性アスベスト排出事業者）	10件
病院等（多量排出事業者除く）	随時
事業系一般廃棄物の立入検査・指導等の際に併せた指導等	随時
事業場外で保管する産業廃棄物の届出制度に関する指導	随時

- 各種報告書等提出の周知徹底を図ることにより、産業廃棄物の処理実績の把握に努めます。

・ 処理実績の把握	令和8年度
産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出のホームページ等による周知	随時
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画に係る実施状況報告書の提出率	100%

- 自己処理用許可施設の構造・維持管理基準等について、事前協議において周知徹底を図ります。また、自己処理用許可施設処理実績報告書を提出させ、処理実績を把握します。

・自己処理用許可施設の構造・維持管理基準等の周知徹底 ・自己処理用許可施設の処理実績の把握	令和8年度
事前協議	随時
自己処理用許可施設処理実績の把握率	100%

(2) 収集運搬業者指導

- 立入検査等により、処理基準等の周知徹底を図ります。立入検査等は主に許可更新の時期が近い事業者や積替え保管を行う事業者を中心に実施します。
- 市長の許可を受けて収集運搬業を行っている事業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要があるため、廃掃法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書提出の周知徹底を図ることにより、収集運搬実績の把握に努めます。

・収集運搬業者への指導（本市許可業者47社）	令和8年度
立入検査・指導等	10件
収集運搬業処理実績報告書の提出率	100%

(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導

- 立入検査等により、施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底を図ります。また、処分実績報告書提出の周知徹底を図ることにより、実績の把握に努めます。
- 市内最終処分場の残容量の把握に努めます。
- ドローンを活用し、普段立ち入れない箇所への監視を強化する等、定点観測による状況把握に努めます。
- ダイオキシン類対策特別措置法において、特定施設に該当する産業廃棄物焼却施設等を設置する事業者に対し、適宜立入検査等を実施し、構造基準及び維持管理基準の厳守を徹底します。
- ダイオキシン類濃度測定への立会及び行政測定を実施し、排出基準の厳守を徹底します。

・処分業者への指導（本市許可業者86社）	令和8年度
立入検査・指導等	300件
処分実績報告書の提出率	100%
最終処分場残容量の把握率	100%
ダイオキシン類濃度自主測定立会	7件
ダイオキシン類濃度行政測定	7件

(4) 処理施設の管理に関する指導

○市内の産業廃棄物処理施設の処理能力及び残存容量の把握に努めます。

・施設充足状況の把握等（本市所在処理施設94社）	令和8年度
処理能力及び残存容量の把握率	100%

(5) PCB特別措置法への対応

○PCB廃棄物等を保管する事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して自治体への届出が義務付けられていることから、その周知徹底を図り、適正処理の指導に活かします。

○低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和9年3月31日であるため、保管事業者に対して適正処理を確実に実施するよう周知及び指導します。

○低濃度PCB使用製品及びPCB使用の疑いのある製品については、国の方針が示されるまでの間、適正に管理するよう所持事業者に対して周知及び指導します。

○処分期限を経過した高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、新たな処理体制について国の方針が示されるまでの間、適正な保管や届出を行うよう周知及び指導します。

○本市発注工事への立入検査を強化することで本市保有のPCB廃棄物の把握に努め、期限内適正処理のための周知及び指導を行います。

・PCB特別措置法への対応	令和8年度
PCB保管状況届出（前年度分）の提出率	100%
PCB保管状況届出事業者等への立入検査・指導等	随時
セミナーや本市ホームページ等での早期適正処理促進のための周知啓発	随時

(6) 広報活動

○廃掃法その他の関係法令や条例等の改正が行われた場合には、随時本市ホームページで周知します。

○処理業者の名簿、優良認定業者、行政処分の実施状況、多量排出者の減量等計画等について、本市ホームページ等を活用し随時公表します。

○その他、PCB廃棄物の適正処理及び電子マニフェストの普及促進の重点項目や、リサイクル促進に向け今後法改正等が予定される太陽光パネルの適正処理等に関して、本市ホームページ等で周知啓発を行います。

・本市ホームページ等による広報活動	令和8年度
法改正等の公表	随時
処理業者名簿の公表	年度当初更新
優良認定業者の公表	随時
行政処分の公表	随時

(7) 不適正処理への対応

- 産廃110番の設置等により情報収集を行い、不適正処理の早期発見、早期対応に努めます。
- 現職警察官を配置し、警察と連携しながら、不適正処理事案への対応を行います。悪質な事案に対しては、廃掃法に基づく改善命令等の行政処分を適切に行うとともに、再発のおそれのある事業者については、継続的な監視を行います。
- 産廃Gメンによる監視パトロール、民間委託による休日パトロール及びスカイパトロールを実施するとともに、宮城県との共同による不法投棄防止に係る広報活動や、監視カメラ及び告知看板の設置を行い、不法投棄等の監視を継続します。
- 監視カメラの記録映像が不法投棄者の検挙につながった事例もあることから、引き続き、既存の監視カメラの更新及び適正配置に努めるとともに、監視区域告知看板等の作製、設置及び更新を行い、不法投棄の抑止を図ります。
- 市内中心部において飲食店等の事業者が産業廃棄物を適正に排出するよう、地域等と連携しながら周知及び指導を行います。

・ 不適正処理への対応	令和8年度
不法投棄等対応	随時
現職警察官配置	1名
産廃Gメン配置	7名
産廃Gメン監視パトロールの実施	243回
民間委託休日パトロールの実施	87回
スカイパトロール実施	5回
産業廃棄物運搬車両一斉検問	1回
不法投棄防止の広報活動	実施
監視カメラの設置	16台13箇所
監視区域告知看板等作製	随時

【策定履歴】

- 平成 9年度 仙台市環境基本条例及び同条例に基づく仙台市環境基本計画に基づき、仙台市産業廃棄物処理指導計画を策定（5か年計画、平成9～13年度）
- 平成14年度 第二次仙台市産業廃棄物処理指導計画を策定（5か年計画、平成14～18年度）
- 平成19年度 仙台市産業廃棄物処理指導計画を改め、仙台市産業廃棄物処理指導方針（法改正等に応じて随時策定）及び仙台市産業廃棄物処理指導実施計画（毎年度策定）を策定

令和8年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画

仙台市 環境局 資源循環部 事業ごみ減量課

〒980-8671

仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）2階

電 話： 022-214-8235

F A X： 022-214-8356

E-mail： kan007230@city.sendai.jp

※この冊子は再生紙を使用しています。